

愛媛県行政書士会松山支部建設業許可等相談要領新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>(相談員等の決定)</p> <p>第6条 支部長は、相談者から地方局の紹介による無料相談の申込みがあった場合、副支部長と協議を行い、相談内容及び相談者の住所地並びに相談員の業務経験、事務所所在地等を考慮し、<u>相談員等2人以内</u>を決定し連絡の上、建設業許可等相談確認書の写しを送付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(日当及び旅費)</p> <p>第7条 相談員等には、支部旅費規程に基づく日当及び旅費を支給する。<u>ただし、業務の受託に至った場合はこの限りではない。</u></p>	<p>(相談員等の決定)</p> <p>第6条 支部長は、相談者から地方局の紹介による無料相談の申込みがあった場合、副支部長と協議を行い、相談内容及び相談者の住所地並びに相談員の業務経験、事務所所在地等を考慮し、<u>相談員等2人</u>を決定し連絡の上、建設業許可等相談確認書の写しを送付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(日当及び旅費)</p> <p>第7条 相談員等には、支部旅費規程に基づく日当及び旅費を支給<u>しない</u>。</p>